

意見書案第8号

市街地再開発事業における公共床の最低基準に関する制度整備等を求める  
意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和7年6月16日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 吉 沢 章 子

〃 木 庭 理香子

〃 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

市街地再開発事業における公共床の最低基準に関する制度整備等を求める意見書

現在、全国各地で進められている市街地再開発事業は、都市の防災性能の向上、土地の高度利用、交通結節点の整備などの都市機能を更新する効果をもたらす一方、事業の多くが民間主導で行われており、収益性の高い商業施設や住宅供給を中心に事業を進める傾向が見受けられる。

また、市街地再開発事業には、国や地方自治体からの補助金や税制優遇、さらには土地の高度利用地区の指定による容積率の緩和などの公的支援がなされているにもかかわらず、地域への還元が十分でない事例も散見され、市民利用施設や福祉・教育・子育て支援といった公益的機能を有する、いわゆる公共床の設置について、法令上に明確な基準が存在しないことから、公的資源の適正な活用という観点から大きな課題となっている。

本市においても、市内各地で市街地再開発事業が進行しているが、公共床の面積が極端に小さいがために、市民サービスの向上や地域課題の解決に十分寄与していない事例があり、市街地再開発事業が真に地域社会に貢献するためには、公的支援の前提として、公共床の最低基準を設定するなど審査基準を定める必要がある。

よって、国におかれては、早急に都市再開発法等の関係法令を改正し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 一定規模以上の市街地再開発事業については、公的支援に関する審査を行う際、公共床の面積を一定割合以上確保するなどの審査基準を定めること。
- 2 地域住民、地権者などの利害関係者との合意形成や市民参加のプロセスを制度的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
国土交通大臣